

令和8年度 坊ヶ沢川函渠設置工事

特記仕様書

(適用)

第1条 この特記仕様書は、中川村が発注する「令和8年度 坊ヶ沢川函渠設置工事」(以下、「本工事」という。)に適用する。この特記仕様書に記載のない事項については、下記に示す図書を適用するものとする。

土木工事共通仕様書	(令和7年10月長野県建設部)
土木工事現場必携	(令和8年4月長野県建設部)
長野県土木工事施工管理基準	(令和7年10月長野県建設部)
施工条件明示書	(別紙)

2 各仕様書の記載内容については、「特記仕様書」「共通仕様書」の順によるものとする。

(工期)

第2条 契約工期は、遵守すること。(工期は、入札公告書を参照)

(週休2日工事)

第3条 本工事は「週休2日(週単位:土日閉所)」(発注者指定型)の対象であるため、受注者においては、「週休2日工事実施要領」(長野県)に基づき工事を行うこと。

(工程・用地・通行制限)

第4条 本工事箇所は、近隣に事業所等があるため、関係者との事前協議や施工期間の工事工程の協議を十分に行うこと。また、隣接民地の構造物等への影響がないように配慮をすること。

2 工事施工に伴い、道路の通行制限を行う場合は、関係機関及び道路管理者と協議を行うこと。また、地元区へは、回覧板等により周知をすること。

3 本工事箇所に隣接する土地の所有者には、工事期間等について、十分に説明をすること。

4 本工事の施工に際して、近接土地の使用が必要となる場合は、発注者と協議をすること。

(近接工事及び他工事との連絡調整)

第5条 本工事施工箇所に隣接して、以下の工事が施工を行っている。受注者はこれら工事の施工者と連絡調整を充分に行い双方の施工に支障が無いようにするこ

と。また、「小和田地区定例会議」として毎月工程会議を行っているので、工程資料等を作成し会議に参加すること。

- ・令和6年度から令和8年度小和田地区基盤整備事業 B-2 工区盛土造成工事
(発注：中川村、施工：田島建設(株))
- ・令和8年度から令和10年度小和田地区基盤整備事業 A 工区盛土造成工事
(発注：中川村、施工：宮下建設工業(株))
- ・令和7年度公共下水道事業管渠工事
(発注：中川村、施工：宮下建設工業(株))
- ・令和7年度公共下水道事業管渠工事 2 工区
(発注：中川村、施工：山崎建設(有))
- ・令和7年度天竜川小和田築堤護岸工事
(発注：天竜川上流河川事務所、施工：田島建設(株))
- ・令和8年度小渋ダム維持掘削工事
(発注：天竜川ダム統合管理事務所、施工：下平建設(株))

(工事)

第6条 工事の施工時期について、河川管理者との協議により非出水期を予定しているため、その期間におこなうこと。

2 仮設工(河川切り回し)に使用する土砂は、A工区の盛土材を想定している、搬出時期等の調整を十分に行うこと。

(現場環境改善費)

第7条 本工事は現場環境改善費を計上している。そのため受注者においては実施する項目について施工計画書に記載し発注者の承認を得ること。また、実施時には監督員立会いの下、実施状況の確認をすること。

(その他)

第8条 本工事は、中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の対象工事である。

(疑義)

第9条 前条までの事項のほか、工事施工において疑義を生じた場合は、発注者と協議することとする。

施工条件明示事項（発生土・特定建設資材・産業廃棄物関係）

- (1) 本工事の施工において生じる発生土・特定建設資材及び産業廃棄物の処分については、下記の処分先を想定して処分費、運搬費を計上している。
- (2) 建物解体工事にて発生する産業廃棄物の運搬費及び処分費については、下記表には計上していない。

1 建設発生土

残土処理	指定：地区名	A工区 L=500m以内
条件	1 指定の場合地区名及び運搬距離を明示する。	
	2 距離指定の場合、運搬距離のみ記入し、設計変更の対象とする。	

2 特定建設資材（リサイクル法）

種 別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等				
アスファルト ・コンクリート塊	再利用	プラント名				
		数 量	t	m ³		
		直接工事費	処分費	円	運搬費	円
セメント・コンクリート塊	再利用	プラント名	松田建設(株) 運搬距離5.7km以下			
		(1) 無筋C o				
		数 量	118t	50m ³		
		直接工事費	処分費	200,600円	運搬費	67,550円
		(2) 鉄筋C o				
		数 量	t	m ³		
		直接工事費	処分費	円	運搬費	円
		(3) 二次製品				
		数 量	t	m ³		
建設資材木材		プラント名	運搬距離 k m			
		数 量	t	m ³		
		直接工事費	処分費	円	運搬費	円

- 備考 1 設計数量の処分費・運搬費を明示する。
- 2 建設工事請負契約書において、処分費・運搬費が上記明示金額より低額の場合は、設計変更の対象とする。

3 産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）

種 別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等				
木くず(抜根材)	再利用	プラント名	運搬距離 k m			
		数 量	t	m ³		
		直接工事費	処分費	円	運搬費	円
木くず(枝)	再利用	プラント名				
		数 量	t	m ³		
		直接工事費	処分費	円	運搬費	円
その他(金属くず他)		プラント名	運搬距離 k m			
		数 量	t	m ³		
		直接工事費	処分費	円	運搬費	円

- 備考 1 設計数量の処分費・運搬費を明示する。
- 2 建設工事請負契約書において、処分費・運搬費が上記明示金額より低額の場合は、設計変更の対象とする。